

関西圏における「温泉」と「食」をテーマとした三重の魅力発信業務仕様書

1 業務目的

三重県では、情報発信、観光誘客、食の販路拡大を営業活動の柱として関西圏における三重の認知度向上に取り組んでいる。

情報発信においては、パブリシティや従来型のメディアに加え、SNSを積極的に活用し、三重の「歴史・文化」、「自然」、「食」といった三重の魅力を発信するとともに、さまざまな主体が実施する事業と組み合わせる複合的に取り組むことで、より効果的に三重の認知度向上を図っていくことが必要と考えている。

また、これら関西圏での営業活動を支えるネットワークの充実・強化にも取り組んでおり、関西圏で三重ファンを拡大していくために、「三重の応援団^{※1}」などへ加入を促進し、それらを活性化させていく取組を進めているところである。

当該業務は、関西圏における20～40代の女性をターゲットとし、「温泉」と「食」をテーマとしたモニターツアー及び「コアな三重ファン講座^{※2}（以下、「講座」という。）」を実施する。また、マスメディアやSNS等を活用した魅力発信を行うことで、三重ファンの新規開拓を図るとともに、県内への誘客促進につなげる。

※1 「三重の応援団」とは、関西圏で口コミやSNSなどにより三重の魅力を発信することや、県などが開催するイベントへの参加などにご協力いただける皆様のこと。

<参考>

<http://www.pref.mie.lg.jp/MKANSAI/HP/84738033540.htm>

※2 「コアな三重ファン講座」とは、県が主催し、三重の歴史・文化、自然、食等をテーマとした三重の魅力を発信する講座のこと。

2 業務名

関西圏における「温泉」と「食」をテーマとした三重の魅力発信業務

3 期間

契約締結日から平成31年3月25日（月）まで

4 業務の内容

(1) モニターツアーの実施

「菰野町・湯の山温泉開湯1300年」にあわせ、三重県三重郡菰野町内の旬の観光地や食を体感するモニターツアーを実施及び取材するとともに、その取材内容をレポート記事として作成し、ウェブサイト等で広く情報発信する。

日時：平成30年11月19日（月）の1日間（日帰り）

場所：三重県三重郡菰野町内（御在所ロープウェイ、湯の山温泉等）

- ア 受託者は、モニターツアーの参加者2名以上を選定し、その様子取材する。取材した内容をA4サイズ2枚程度のレポート記事として作成し、受託者が管理するウェブサイトにおいて28日以上掲載する。なお、同時に講座における参加者の募集記事も掲載する。
- イ モニターツアーの参加者の選定にあたっては、本事業のターゲットに即した情報発信力の高い人物とする。
- ウ モニターツアーにかかる費用は、全額受託者が負担する。ただし、県内集合場所（津駅発着）からの県内移動にかかる費用は除く。
- エ 受託者は、上記（1）アの他に、効果的な情報発信を工夫する。

（2）講座の実施

関西圏における旅行に関心の高い20～40代の女性を対象に、県が開催する「温泉」と「食」をテーマとした三重の魅力を発信する講座を実施及び取材するとともに、その取材内容をレポート記事として作成し、ウェブサイト等で広く情報発信する。

日 時：平成31年1月23日（水）19時～21時 場 所：大阪市内の飲食店 参加者：20名程度

- ア 講座は食事会の形式とし、受託者は、参加者の募集・選定、講座当日の受付、参加費の徴収、支払いの事務を行う。なお、講座当日の進行は県が行う。
- イ 受託者は、参加者の募集・選定にあたり、業務目的に即した参加者を集める工夫を行う。
- ウ 受託者は、業務目的を踏まえたうえで、講座の開催場所の選定及び食事代の設定を行う。なお、食事代は、参加者が負担する。
- エ 受託者は、モニターツアーの参加者を2名以上、講座に出演させる。なお、出演にかかる交通費等の諸経費は、受託者の負担とする。
- オ 受託者は、講座の様子を取材し、その内容をA4サイズ2枚程度のレポート記事として作成のうえ、受託者が管理するウェブサイトにおいて28日以上掲載する。
- カ 受託者は、上記（2）オの他に、効果的な情報発信を工夫する。

5 納品する成果物

- （1）平成31年3月25日（月）までに、業務実績報告書1部（様式任意、A4版・両面印刷）、を提出して完了検査を受けること。

なお、業務実績報告書には次の項目を含まなければならない。

- ①業務の実施内容
- ②紙媒体以外による活動の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの
- ③その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

- （2）提出先

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目11-4 大阪駅前第4ビル8階

(3) 委託料の支払い

委託料は、業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。

6 業務実施上の条件

(1) 業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議のうえ実施するものとする。

(2) 本業務に必要な資料や情報の収集等は、受託者が行うものとする。

(3) 契約上限額は、企画提案書に基づく委託業務のすべて、県等との打合せに関する費用を含めたものとする。

(4) 契約に基づく成果物の使用について、三重県が報告書の作成等、発注者内部の資料に使用することは差し支えないものとする。

(5) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(6) 業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。

なお、期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(7) 業務を通じて取得した個人情報については、三重県の保有する個人情報として三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(8) 受託者は、業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

(9) 受託者は、業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(10) 三重県が受託者を決定した後、契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとし、その決定権は三重県にあるものとする。

(11) 契約締結権者は、受託者が以下に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

①「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき

②三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき

(12) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

①断固として不当介入を拒否すること

②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

③発注所属に報告すること

④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと

(13) 受託者が上記(12)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。